8 地震防災対策の充実強化について

(財務省、內閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省)

【内容】

- (1) 県民の日常生活や社会活動を支える社会基盤施設である上下水 道、道路、河川、海岸、港湾などの公共構造物及び防災拠点となる 施設や県民が利用する公的施設の耐震化の促進を図ること。
- (2) 海抜ゼロメートル地域における湛水防除事業等は、地震防災対策としても重要であるので、必要な事業の促進を図ること。
- (3) 地震予知体制の確立に向けて、地震予知観測網の整備充実及び活動メカニズムの解明並びに予知の確度の向上等に関する調査・研究の推進を図ること。
- (4) 東海地震、東南海地震、南海地震の三地震の連動した発生について、最新の知見やデータを用いた被害予測を行い、早期に災害応急対策に係る活動計画を策定すること。
- (5) 広域的で甚大な災害に的確に対処できるよう、国と地方自治体、 防災関係機関が総合調整等を行う基幹的広域防災拠点の整備を図る こと。
- (6) 「地震防災対策特別措置法(地防法)」の特別措置の期限を延長すること。
- 平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成21年8月の駿河湾を震源とする地震など、近年、国内で大規模地震が多く発生している。本地域においても、1854年の安政東海地震から150年以上が経過し、東海地震の発生の切迫性が極めて高くなっており、また、東南海地震に関して、平成19年1月に、国により今後30年以内の発生確率が60~70%と発表されるなど、震災への不安が高まっている。
- こうした中で、本県では、名古屋市を含む42市町村が東海地震に係る地震防災対策強化地域に指定され、54市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されている。
- また、本県では、国の地震防災戦略を踏まえ、平成19年度から26年度までの8年間で、地震被害(死者数及び経済被害額)半減をめざす具体的な目標を設定し、被害の軽減に向け取り組むための行動計画「第2次あいち地震対策アクションプラン」を策定し、全庁を挙げて地震防災対策の推進に取り組んでいる。

- 東海地震、東南海地震、南海地震の三地震が連動して発生した場合、東海地震 対策大綱(平成15年5月)及び東南海・南海地震対策大綱(平成15年12月) のそれぞれに基づく広域的な災害応急活動から、さらに広域的な被害発生を考慮 した態勢を構築する必要がある。
- 施設整備の財政面の大きな柱である地防法の特別措置は、平成23年3月まで の時限措置となっているが、今後も実施すべき事業が残されている。

(参考)

愛知県内の強化地域及び推進地域

